

寛永行幸400年記念「二条城まつり2026」実施事業者の募集に係る質問への回答について

質問内容	回答
<p>■香雲亭の使用について</p> <p>Q 1</p> <p>別紙1（仕様書）に記載の香雲亭の使用不可期間、及び「城内の使用可能場所については、夜間事業の提案を優先する」との記載に関し、委託業務（1）の要件イ（香雲亭又はレクチャールーム等の城内屋内施設で実施する企画）を香雲亭で計画する場合、使用可能な日程の目安、又はレクチャールーム等の代替屋内施設の利用可否についてご教示ください。</p>	<p>A 1</p> <p>香雲亭の使用については、今回の夜間事業で使用する予定はありませんが、その他の催事等があるため、記載日以外にも使用に制限が生じる可能性があります。現時点で平日は比較的空きがあるものの、集客が見込める土・日・祝日は埋まってきている状況です。</p> <p>実使用日は事業者選定後の協議で調整することとなりますが、実施に支障が生じる場合にはレクチャールーム等、他の屋内施設の提供による代替措置で対応いただく予定です。</p>
<p>■広報物への記載内容について</p> <p>Q 2</p> <p>広報物への「夜間事業の告知を帯状の形で挿入すること」との指示、及び城内使用可能場所に係る「夜間事業の提案を優先する」との記載について、当該夜間事業は本委託業務に含まれるものでしょうか。又は別途実施される事業との連携・併記を想定されているものか、ご教示ください</p>	<p>A 2</p> <p>「二条城まつり2026」は昼事業（本市委託事業）と夜間事業（目的外使用許可による事業者の自主事業）で構成、実施するものです。</p> <p>このため、委託業務に夜間事業は含みませんが、同一事業として周知する必要があるため、広報物に夜間事業の記載を併記いただくものです。</p>
<p>■出店の調整事項について</p> <p>Q 3</p> <p>有料の飲食・物販を伴う企画を提案する場合において、城内の既存営業店舗との競合回避や出店可能な場所に関し、提案にあたって留意すべき事項、又は事前協議の進め方についてご教示ください。</p>	<p>A 3</p> <p>本募集では事業者から自由度の高い提案を求めており、現段階において、既存営業店舗との過度な調整や連携は求めておりません。</p> <p>出店可能場所や事前協議の要否については事業者選定後の協議で決定していくこととなりますが、選定後は速やかに既存営業店舗等へも周知を行いますので、状況に応じて必要な協議を進めていただきますようお願いします。</p>

質問内容	回 答
<p>■事業の目標人数等について</p> <p>Q 4</p> <p>提案にあたっての来場者の目標人数や賑わいの規模感について、過去の同種事業における実績、又は本市が想定される水準など、参考となる情報がございましたらご教示ください。</p>	<p>A 4</p> <p>事業全体での目標人数は設定しませんが、個別企画における集客目標などは事業者選定後の協議において調整、設定していただきます。</p> <p>賑わいの規模感については、期間中の平日は5,000～7,000人程度、休日等は最大10,000人程度の入城者があることを前提に、賑わいや話題づくりに繋がる提案をお願いします。</p>
<p>■電気工事等の施工業者について</p> <p>Q 5 - 1</p> <p>仕様書「6 その他、本市が必要と認める事項」の(11)に「電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城において、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼」とありますが、この実績要件「国宝、特別史跡、または国指定重要文化財クラスの歴史的建造物において、同種イベントの施工・設営実績を有する業者」についても、同等の能力を有するものとして認可(緩和)いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>A 5 - 1</p> <p>施工業者の選定要件については、一般的な文化財施設への配慮に加え、城内全域が史跡に指定されている二条城特有の施設状況等に対応できるよう設定しているため、原則緩和することはできません。</p> <p>ただし、原則を貫くと新規参入の余地がなくなってしまうことも考慮し、ご提示の実績要件を採用するかを含め、事業者選定後の協議において調整させていただきます。</p>

質問内容	回 答
<p>■施工業者情報の開示について</p> <p>Q 5 - 2</p> <p>仮に質問 1 に記載した要件の解釈拡大が困難な場合、二条城事務所様が過去の「二条城まつり」や「夜間事業」等で認可されてきた、仕様書「6 その他、本市が必要と認める事項」の(11)の基準を満たす「元離宮二条城において過去実績を有する、電気工事・会場設営・会場誘導等を行う特定事業者」の企業リスト、または過去の公募で選定された施工者情報を開示(または閲覧先のご教示)をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>A 5 - 2</p> <p>当該施工業者情報の提供については、事業者選定の前後いずれでも可能ですので、必要に応じて個別にご連絡ください。</p>
<p>■機材の設置主体について</p> <p>Q 5 - 3</p> <p>仕様書「6 その他、本市が必要と認める事項」の(4)に「企画に必要な機材等は、受託者で準備・設置すること」とありますが、この機材設置(展示用什器、仮設の小型案内サイン、簡易イベント用器具等の設置・配置作業)についても、同項目(11)に規定される「二条城での同種実績を有する業者」にすべて依頼する必要があるのでしょうか。</p> <p>それとも、(4)に該当する企画用の機材については、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を施す計画を提出して事前に承認を得ることを前提に、二条城での実績を持たない事業者による設置が可能でしょうか。</p>	<p>A 5 - 3</p> <p>仕様書 6 (4)に記載の「機材等の設置」については、厳重な対策を行うことを前提に選定事業者の責任で行っていただくため、6 (11)に記載の施工業者に依頼いただく必要はありません。</p>